

窓口業務・届出・証明

延長窓口

市役所では、一部の部署で、毎週火曜日に午後7時まで業務の一部を延長して行っています。詳しくは、お問い合わせください。

■窓口を延長している部署

- ・市民課 ☎(32)8896
- ・社会福祉課 ☎(32)8900
- ・高齢福祉課 ☎(32)8904
- ・健康増進課 ☎(32)8905
- ・こども福祉課 ☎(32)8903
- ・税務課 ☎(32)8893
- ・会計課 ☎(32)8913

休日の戸籍届出

市民課 ☎(32)8897

■取扱時間

休日(土日、祝日、年末年始)
午前8時30分～午後5時

■取扱窓口 市役所

■取扱業務 出生届・婚姻届・死亡届等の受領、埋火葬許可証の交付
※夜間は石橋消防署で受領(死亡届を除く)します。

コンビニ交付

市民課 ☎(32)8905
税務課 ☎(32)8893

マルチコピー機が設置されているコンビニエンスストアで各種証明書が取得できます。ご利用には、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードと数字4桁の暗証番号が必要です。

■取得できる証明書

住民票の写し(本人及び同一世帯の方)、印鑑登録証明書、所得証明書、住民税決定証明書
※所得証明書、住民税決定証明書はマイナンバーカードでのみ取得できます。

■手数料

1通200円(窓口交付は300円)

■利用可能時間

午前6時30分～午後11時
(メンテナンス日を除く)

広域交付

市民課 ☎(32)8896

広域交付を利用すると、宇都宮市、上三川町、壬生町でも、下野市の住民票の写しや戸籍の全部・個人事項証明書(謄本・抄本)の交付を受けることができます。

■利用できる方

住民票の写し 2市2町内に住民登録のある方で、証明の対象となる方ご本人、または証明の対象となる方と同一世帯の方

■戸籍の全部・個人事項証明書

2市2町内に住所登録と本籍のある方で同一戸籍の方

■受付日時

月～金曜日(祝日は除く)
午前8時30分～午後5時
(延長窓口では交付できません)

■受付場所

2市2町の証明書発行窓口

■必要なもの 身分証明書

■手数料

各市町の条例に定めた金額

住所の異動のときは

市民課 ☎(32)8896

住所を移すときには、住民異動届を提出してください。窓口で手続きする方の本人確認を行っています。官公署発行の身分証明書(運転免許証等)をお持ちください。同じ世帯以外の方が届出をするときには委任状が必要です。

届出事項	必要なもの	注意事項
転入届	【市外⇒下野市】 転出証明書、マイナンバーカード、住民基本台帳カード 【国外から転入された方】 パスポート、戸籍謄本、戸籍の附票、入国した日がわかるもの	転入された日から14日以内に届出をしてください。国民健康保険に加入する方は申し出てください。
転出届	【下野市⇒市外】 国民健康保険証、介護保険被保険者証、マイナンバーカード、印鑑登録証	転出証明書を発行しますので、転出先に移ってから14日以内に転入届を済ませてください。転出先の住所、世帯主を確認してから届出をしてください。
転居届	【下野市⇒下野市】 国民健康保険証、後期高齢者医療保険証、介護保険被保険者証、マイナンバーカード	転居した日から14日以内に届出をしてください。世帯の状況に変更があった場合は、世帯主変更届や世帯合併・世帯分離等の届出をしてください。